

須恵町人事行政の 運営状況を公表します

須恵町の人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。
表中の数値は、平成27年地方公務員給与実態調査などに基づくものです。

なお、公表した給料などは、すべて税や各種保険料を引く前の額であり、いわゆる手取り額ではありません。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額（平成27年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
須恵町	41.5歳	31万2677円	37万756円	34万9978円
福岡県	43.2歳	33万7166円	42万4788円	37万3665円
国	43.5歳	33万5000円	-	40万8472円

(注) 福岡県および国の数値は、平成26年4月1日現在のものです。

(5) 職員の初任給（平成27年4月1日現在）

一般行政職

区分	須恵町	福岡県	国
大学卒	17万4200円	18万800円	17万4200円
高校卒	14万6500円	14万6500円	14万2100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成27年4月1日現在）

一般行政職

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	25万7700円	29万3300円	34万900円
高校卒	-	27万3000円	32万7100円

(7) 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	11人	11.8%
2級	主事	9人	9.7%
3級	主任主事	23人	24.7%
4級	係長	29人	31.2%
5級	課長補佐・参事	11人	11.8%
6級	課長・理事	10人	10.8%

(注) 1 須恵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けていません。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須恵町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 期末手当 93万円 勤勉手当 52万3000円	1人当たり平均支給額 (平成26年度決算見込) 期末勤勉手当 156万8000円	(非公表)
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免

職員数	採用 (平成27年4月1日)	退職(平成26年度)		
		定年	勤奨	自己都合その他
4人	6人	0人	2人	

(2) 部門別職員数

部門	職員数		対前年増減数
	平成27年	平成26年	
一般行政部門	91人	91人	0人
教育部門	27人	32人	▲5人
公営企業等公営会計部門	22人	22人	0人
合計	140人	145人	▲5人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(3) 年齢別職員構成（平成27年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	16人	12人	11人	19人	26人	21人	8人	9人	13人	0人	140人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額：A	実質収支	人件費：B	人件費率 B/A	(参考) 25年度 人件費率
26年度	2万7372人	75億8809万7000円	3億2112万2000円	12億422万3000円	15.87%	15.37%

(2) 職員給与費（普通会計決算）

区分	職員数：A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計：B	
26年度	122人	5億95万円	6901万5000円	1億7877万円	7億4873万5000円	613万7000円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

年	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
指数	96.6	96.9	96.7	96.9	97.5

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年および平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。